

令和8年度予算編成方針

令和7年10月
総務部長

I. 令和8年度予算編成における重点分野

令和8年度当初予算は、令和6年3月に策定された第3次総合計画で掲げた将来像である「自然とともに豊かさと幸せを実感できるまちへいなしきの新たなステージへ～」の実現を目指し、計画に位置付けられた5つの重点プロジェクトを着実に推進できる予算とする。具体的には、重点プロジェクトと連動した以下の5つの重点分野を設定することとする。

①地域の魅力を共有し、みんなで幸せを実感できるまちづくり

- ・市民や企業等との情報の共有化をはじめ産・官・学・民の連携を推進
- ・市民へのシティプロモーションを強化し、地域等への愛着・郷土愛を醸成
- ・周辺自治体や企業と連携し、霞ヶ浦等の地域資源を生かした賑わいのある地域づくりを推進

②「住みたい」を実現させる住環境で、笑顔あふれる暮らしづくり

- ・従来の空き家対策に加え新たな空き家の利活用施策の検討を推進
- ・遊休市有地を活用した宅地分譲を積極的に展開し、移住定住の受け皿となる住宅等の提供を推進
- ・本市に縁のある方が本市と繋がり続けられるよう、SNS等を有効活用することで移住・定住を促進するためのプロモーションを展開

③多様な働き方で地域を支える産業が息づく活力づくり

- ・市内企業と学生等のマッチング等による就職のきっかけづくりや、自分らしい働き方を実現するための創業支援を強化
- ・地域で愛されている企業の承継や復活を支援することによる市民に愛される地域づくりを推進
- ・圏央道4車線化等のチャンスを生かした活力ある産業・観光・拠点づくりを推進

④未来につながる学びで郷土への思いと誇りに満ちた人づくり

- ・市が一丸となって妊娠、出産、子育てに関する支援に取り組むことで安心して生み育てられる環境づくりを推進
- ・地域の自然やまちづくりを学ぶ等多様な体験を通じた子どもたちの郷土愛の醸成
- ・成田国際空港をはじめグローバルな企業が多く存在する本市の立地を生かし、英語教育を強化

⑤「ヒト・モノ・カネ」を改革し、新たな取組みに挑戦する仕組みづくり

- ・職員が地域や企業等と一緒に地域へ貢献できる制度設計の検討により協働のまちづくりの環境づくりを推進
- ・国県からの権限移譲や高度化複雑化する市民ニーズに応えるため、DXによる新たな技術を積極的に活用し、行政サービスの適正化を推進
- ・新たな投資を行うため、歳出削減とともにふるさと納税やクラウドファンディング等新たな財源による歳入拡大を図り、財政運営の基盤を構築

II. 予算編成における枠配分の導入

本市の当初予算規模は近年 220 億円規模で推移しているが、人口が同規模の自治体と比べると高い水準となっている。

今後、歳入面で、人口減少に伴い市の収支が落ち込んでいく一方で、歳出面で、重点分野に位置付けられた総合計画の重点プロジェクト等政策的経費への支出が増加することが見込まれる中、本市が持続的な行政運営を続けていくためには、身の丈に合った予算規模に縮小していくことが不可欠である。

このため、令和 8 年度当初予算編成においては、前年度に引き続き、あらかじめ歳入歳出予算の総額の目安を定めたうえで課ごとの予算の枠を提示し、各課は示された予算枠の範囲内で予算要求を行う「枠配分方式」を実施することとする。

(1) 歳入歳出予算額の目途

・令和 8 年度当初予算における一般会計予算額は、歳出削減の取組を行うものの、給与改定や経費の高騰分を考慮する必要がある。市制 20 周年記念にかかる経費を差し引いた令和 7 年度当初予算 225.8 億円より、給与改定や経費の高騰分を考慮した令和 8 年度当初予算の想定額は 231.6 億円となる。令和 8 年度当初予算の編成における予算総額は、想定額 231.6 億円から▲3%とした 225 億円を目途とする。

(2) 枠配分の対象とする予算について

・原則として、全ての予算を対象に枠配分を行うが、下記の経費については枠配分の対象外とし、従前の一点査定により査定を行うこととする。

①人件費（総務課が計上する職員給与関係経費、総務課及び教育政策課が計上する会計年度任用職員の共済費）
※会計年度任用職員の人件費（各課計上のもの）は枠配分の対象とする

②公債費

③法律等で負担が義務付けられており、かつ負担割合や金額も明記されている等、市町村の裁量が全くない事業に係る経費（生活保護費、障害福祉事務費、特別会計への繰出金、一部事務組合の負担金等）

④その他、枠外経費調査の結果、枠外経費としたもの

(3) 枠の配分について

・枠配分対象事業について、枠は課ごとに示すこととする。

・基本的な枠配分の考え方は、以下の通り。

①過去の決算における、支出額より充当財源（収入額）を控除した一般財源の支出額の平均を算出し、一般会計全体の一般財源で占める割合を算出する。令和 8 年度当初予算編成においては、令和 4 年度から 6 年度決算の平均値を採用することとする。

②令和 8 年度当初予算において一般財源として予算計上可能な総額を定め、これに各課の①の割合を乗じて、各課への一般財源の配分額とする。

※過去の決算において、臨時の経費（当該年度限りの計画策定費、工事請負費、備品購入費等）は除外して算出する。

(4) 課の枠を超える場合の調整について

・課に配分された予算枠の中での予算編成が困難な場合、部長等の裁量により、部内での予算枠の調整を行うことを可能とする。

(5) 査定の実施について

・枠配分対象経費、枠配分対象外経費ともに予算のヒアリングは実施する。

・枠配分対象外経費については、従前の一点査定を実施する。

・枠配分対象経費の予算編成について、枠内に収まっていれば基本的には課の裁量に委ねることになるため、一点査定方式のような細かな査定は行わない。（予算計上の方法、計上科目等の誤り等不適切な予算計上については、査定を実施する）

III. 予算要求に当たっての留意事項

第1. 基本的事項

1. 通年予算の編成

- ・事務事業の計画的な執行を確保するため、年間の全ての収入と支出を見込んだ通年予算とする。
- ・枠配分の導入にあたり、当初予算で見込の経費を予算計上することが難しくなることが見込まれることから、緊急やむを得ないものは補正予算等で対応することとする。

2. 決算を踏まえた予算編成

- ・令和6年度決算の審査結果や監査委員の審査意見書を踏まえるほか、令和7年度実績見込みなどを反映した予算編成を行うこと。

3. スクラップ・アンド・ビルトの徹底

- ・より効果的な事業に資源（予算・人）を重点的に配分するため、継続的に実施する事業についても、スクラップ・アンド・ビルトを徹底し、廃止や休止を含めた施策・事業の見直しを行うとともに、事業の優先順位を見極めること。
- ・特に、新規事業を実施する際には、原則として課内で同額の予算削減を実施したうえで、新規事業の予算を要求すること。また、なお、国庫補助金等の特定財源を活用することで、枠配分の一般財源の消費を小さくすることができるので、検討すること。また、重点分野に位置付けられた事業、政策的に実施する事業、単年度限りの臨時的な事業（施設の大規模改修、計画策定委託等）等については、個々の事情により協議することとする。

4. 証拠に基づく政策立案（EBPM : Evidence Based Policy Making）の推進

- ・成果重視の予算編成を行うため、予算要求する事業については、EBPMの考え方に基づき、検証可能な成果目標（アウトカム）を設定すること。

例) 施設利用者数の把握の場合

- × “多くの”市民が利用
- × “だいたい1,000人～2,000人くらい”が利用
↓
 - “1日当たり100人”が利用
 - 延べ人数としては10,000人だが、実人数として100人程度が利用

- ・積算根拠となる数値については、客観的かつ定量的なデータ（過去の利用実績、近隣自治体との比較等）をもとに設定すること。

5. 民間活力の検証・導入

- ・民間の創意工夫により、行政の効率化・持続性及びサービスの向上等に資すると見込める場合は、指定管理者制度、PPP/PFI等の民間委託や他団体との協働等の事業手法を積極的に検討すること。また、民間委託を検討する場合は、導入の有無による各種比較の積算根拠がわかる資料を添付すること。

6. 特定財源を有効活用した予算編成

- ・新規事業を検討する際には、国、県やその他団体からの補助金が活用できないか、交付税措置される地方債が活用できないかを十分検討し、事務処理上の負担や会計検査受検を意識して計上を見送ることのないようにすること。
- ・また、必要に応じて、近隣自治体の状況等の確認も行うこと。

- ・特に、国等における補助事業については、国等から各担当への情報提供がある場合が多いので、担当課での確認や情報の共有化をお願いしたい。

7. 事業の予算要求額

- ・枠配分対象事業については、それぞれの課の枠配分一般財源内に収まるよう予算要求すること。課に配分された予算枠の中での予算編成が困難な場合、部長等の裁量により、部内での予算枠の調整を行うことを可能とする。(再掲)
- ・枠配分対象外経費については、令和6年度決算額及び令和7年度予算額を基本として予算要求することとし、それを上回るものや新規事業については、課内で同額の予算削減を実施したうえで、当該事業の予算を要求すること。

第2. 歳入に関する事項

1. 市 稅

- ・国際情勢等の経済情勢の推移、地方税制度の動向、地方財政計画の内容等を注視し、的確な把握と適正な見積りを行い、実績を加味した確実な年間収入見込額を計上すること。また、税負担の公平を期すため、課税客体の徹底把握と徴収率の向上に努めること。

2. 分担金及び負担金

- ・原則として、現行制度に基づいて見積もるものとするが受益者負担の原則に立って、公正な費用負担の確保に努めること。

3. 使用料及び手数料

- ・社会経済情勢に適合した単価、公正な受益者負担の観点から料率の適正化に努めるとともに、客体数を的確に把握して適正な見積りを行うこと。
- ・各種料金については、現在見直しの検討を進めているところであるが、維持管理費が物価高騰等の影響により増加していることから、適切な受益者負担の観点に立ち、引き続き見直しを進めていくこととする。

4. 国、県支出金

- ・国、県の予算の内容、交付基準に留意して的確な見込額を計上すること。国、県の補助金制度見直しの動向を注視し、廃止事業費の計上又は整理縮小事業費等の過大過小見積りのないよう留意するとともに、国、県支出金の減少を一般財源で肩代わりすることのないよう留意すること。

5. その他の収入

- ・新たな財源について積極的に検討し歳入確保に努めること。
- ・例えば、市の裁量で自由に使える財源である、ふるさと納税や企業版ふるさと納税について、先進自治体の取組を参考に取組強化を図ることはもちろん、クラウドファンディングやネーミングライツ等の新たな財源獲得を積極的に検討することとする。

第3. 歳出に関する事項

1. 人件費

- ・職員給与費及び会計年度任用職員の報酬については、特に正確を期すこととし、計画的な事務執行、課内の連携等様々な工夫を行い、時間外勤務を極力抑制すること。過去の実績から金額を見積もる際には、当初予算の金額のみならず、年度を通した執行額の数値等を把握したうえで見積ること。
- ・また、会計年度任用職員報酬については、安易に雇用をするのではなく、事業の効率化、廃止等も含めた見直しを十分に検討したうえで、それでも雇用の必要性が認められる場合にのみ計上すること。また、計上にあたっては、未執行となることがないよう、雇用が確実なもののみ予算計上することとする。

2. 物件費

- ・物件費の増加は、健全財政運営上はもとより、行財政改革を推進するうえでも支障をきたさないため、事務事業の合理化・効率化により徹底した抑制に努めること。
- ・物件費とは、以下の(1)から(5)に加え、役務費（保険料を除く）を指す。

(1) 旅費

旅費については、次のとおり計上すること。

- ・日当については、日帰り出張の場合は計上せず、宿泊を伴う出張の場合は、宿泊日+1日分を計上すること。
- ・出張については、先進地視察等、用務先の場所の検討から行う場合は、事務の効率化、経費の節減の観点から、原則、日帰りで往復できる場所を選定することとする。ただし、外部団体主催の会議研修参加時等、あらかじめ場所が決まっているものについてはこの限りではない。
- ・外部団体主催の研修等に参加する場合、負担金の請求がある場合はその額を「18節 負担金」に、市が主催する事業等の宿泊については、条例で定める額を「08節 旅費(普通旅費)」に計上すること。
- ・職員の出張は公用車を利用することを原則とし、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には、最も経済的で通常の経路・手段による交通費を計上すること。
- ・各団体等研修への職員随行はバス1台につき原則1名とすること。
- ・非常勤特別職の出張に係る交通費等は、条例で定める額を費用弁償として計上すること。

(2) 需用費

- ・各種消耗品の使用節減の意識を高め、事務消耗品は公私の区分を明らかにし計上すること。
- ・また、電気、ガス、水道などの光熱水費については、昨今の原油価格の高騰の影響を加味しつつも、従来以上の節減に努めること。
- ・食糧費について、会議開催時のお茶代は原則計上を認めない。

(3) 委託料

- ・前年度の執行状況を踏まえ、改めて委託業務内容を見直し、業務に支障をきたさない範囲で必要最小限の委託内容とするなど経費の一層の削減に努めること。また、外郭団体への委託事業経費については、業務のより一層の効率化を図り主管課において十分精査のうえ計上すること。
- ・長期継続契約については、原則として、「稲敷市長期継続契約とする契約を定める条例」で規定される契約以外については認めないので、留意すること。

- ・債務負担行為の設定について、令和8年度当初からの契約を予定している場合は、契約内容を精査のうえ、必要に応じ令和7年12月補正予算等で債務負担行為の設定を行うこと。
- ・予算編成は単年度予算が原則であるので、債務負担行為の設定による複数年契約は、複数年度契約を行わざるを得ない理由が合理的に説明できるか否かを、財政課（契約担当）とも協議のうえ十分精査すること。契約手続きの負担軽減等、事務処理上の理由は、合理的な理由には該当しないので留意すること。
- ・施設ごとに契約されている維持管理に係る各種委託業務については、管理や契約の一元化によるスケルメリットや事務負担の軽減が図れるものがないか検討すること。

(4) 使用料及び賃借料

- ・バスの借上げ料金については国土交通省の「一般貸切旅客自動車運送事業の新運賃・料金」で積算し、積算根拠を明示すること。なお、参考見積を徴取する際には、運賃制度が令和6年3月より改定されたことに留意すること。

(5) 備品購入費

- ・備品購入費については、やむを得ない代替に限り査定するもので、原則として新規購入は認めない。

3. 維持補修費

- ・施設の効率的利用が図られるよう、施設の現況を十分調査し見積り計上すること。
- ・なお、現在、公共施設の再編を進めており、方針が策定されるまでの間は、緊急やむを得ない改修、修繕等のみの予算計上を行うこととし、原則として大規模改修は見送ること。

4. 扶助費

- ・措置基準等の動向に留意のうえ、人口減少を加味した対象人員等の実態を的確に把握し、厳格に見積もること。

5. 負担金、補助金及び交付金

- ・行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を考慮し必要不可欠なものに限り見積もること。
- ・負担金については、額が確定しているものを除き、令和7年度当初予算額の積算基礎で計上すること。
- ・補助金については、真に市が助成すべきものであるか否か、補助率・対象等が妥当であるかなどの抜本的な見直しを行い、縮小・廃止・統合などにより一層の整理・合理化を図り、極力縮減に努めること。
- ・また、一部の補助金を除いては、各課で補助金交付要綱等を策定し、補助金交付決定、確定を行うこと。（稻敷市補助金ガイドライン参照）

6. 普通建設事業費

- ・総合計画に記載された事業について予算要求できるものとする。ただし、財源や事業内容により事業費を調整する場合がある。

第4. 特別会計、企業会計

予算編成にあたっては、前記事項に準ずるとともに企業感覚にたって経営状況及び今後の見通しについて十分検討を行い、経費の削減と適正な収入確保を図り、安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう見積もること。なお、一般会計からの繰入金を要求する場合には、各繰出基準項目ごとに積算すること。

第5. 予算見積書の作成及び提出について

提出期限 令和7年11月4日（火）

提出先 財政課

提出書類
(1) 歳入・歳出予算見積書
(2) 参考見積書等（コピー可）
(3) 年度別事業計画書（様式2）
※総合計画の実施計画を作成している場合は提出不要
(4) 備品購入明細書（様式3）
(5) 補助金要望書及び補助金等明細書（様式4・5）

提出方法 (1) は予算編成システムを使用し入力、紙ベースに出力しその他の書類と
合わせ各1部（A4版）提出。

令和 8 年度 予算総額及び枠配分の設定について

- ① 令和 7 年度当初予算（20 周年記念分 0.5 億円を除いた 225.8 億円）から、給与改定や物価高騰分を考慮すると、令和 8 年度当初予算は 231.6 億円と想定されます。
- ② 令和 8 年度当初予算の編成における予算総額は、給与改定や物価上昇分を考慮した想定額 231.6 億円の 97% となる 225 億円を目指します。
- ③ このうち、枠配分の枠として設定する一般財源は 41.8 億円となります。

